

令和3年4月9日(金)

(お知らせ)

福島県政記者クラブ御中

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

環境省福島地方環境事務所は、本日、いわき緑化興業株式会社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省福島地方環境事務所

総務部経理課

課長：岩田 成実

課長補佐：百目木 ^{どうめき} 康一

TEL:024-573-7246

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
いわき緑化興業株式会社	福島県いわき市植田町南町二丁目5番地の4

2 指名停止措置期間

令和3年4月9日から令和3年5月8日まで

3 指名停止措置の範囲

福島地方環境事務所管内

4 事実概要

いわき緑化興業株式会社は、平成30年8月から平成31年3月に施工した福島県発注工事において、請負金額が建設業法施行令で定める金額(3,500万円)以上であるため、現場に配置する主任技術者は専任でなければならないにも関わらず、営業所に常勤して専らその職務に従事すべき営業所の専任技術者を配置していた。このことが、建設業法第7条第2号及び第26条第3項に違反するとして、令和2年12月24日に建設業許可部局である福島県知事から指示処分を受けた。

5 指名停止措置理由

このことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」(平成13年1月6日付け環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表2第13号に該当する。

「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」別表2(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13. 当該部局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内